

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年5月11日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	和歌山県	執行機関名
3. 市区町村名		
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	106-1	学資の貸与及び支給に関する事務(高校・大学等)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiryojimu/main.htm	
1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等		
(1) 法定事務	(2) 独自利用事務	
①事務の名称 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)第2条の規定による修学奨励金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	
②番号法別表第1の項		
③番号法別表第2の項		
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び該当部分	和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)第2条の規定による修学奨励金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの	
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)第1条	
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他の学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに車修学校の事門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び事門課程を置く事修学校をいいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事務に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受け入れ及び外国への留学生の派遣をいいう。以下同じ。)の推進を行うことにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もつて有為な人材の育成に資することを目的とする。	
⑦独自利用事務の関連規範	和歌山県修学奨励金貸与条例、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則	